

解説

地域金融の理解を深めよう

知っておきたい

信用事業の仕組みと役割 (下)

地域金融アナリスト&コンサルタント 伊藤玲



新年度スタートにあたり、新しく営業店に配属になった方もいらつしやるでしょう。本企画は、JA信用事業の各業務がどのように収益に寄与しているのかを紐解くものです。また、それぞれの業務について、職員の担当する仕事はJAにどのように貢献しているかを確認します。

前号(六〇九号四頁参照)に引き続き、今回は、資産形成・資産運用、貸金庫、その他の重要な仕事の各業務の解説をお届けします。新任担当者の育成を任される立場にある方も、知識のおさらいにぜひお役立てください。(本誌編集部)



5

資産形成・資産運用

1. 投資信託



ギモン1
収益にどう寄与するの？

① 顧客開拓面での寄与

地域金融の一端を担う信用事業は、「組合員・利用者の『実需』の裏側を、資金取引を通じて支える」という、地味ながら

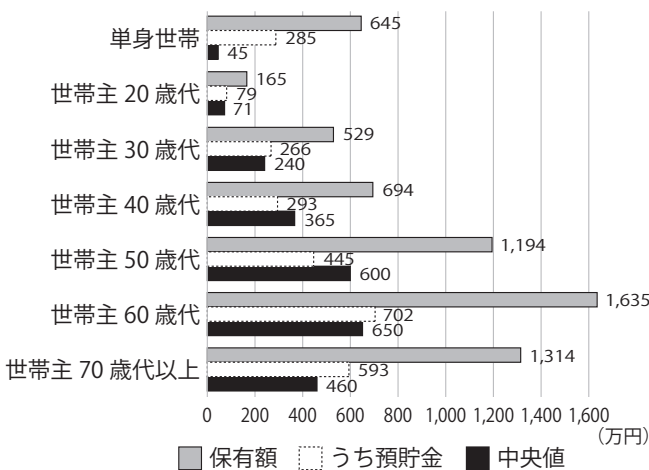
とても重要な役割を果たしています。

例えば、住宅ローン利用者の真の目的はJAなどから資金を借り入れること自体ではなく、借り入れた資金を住宅などの購入に充て、将来そこに住むことです。やや堅苦しく言えば、自己名義の不動産を所有したいという希望をもつ一方で、貯金を貯める・貯まるまで待てないた

め、先んじてよそから用立てしてでも希望を叶えようとするところにあるのです。実需は「自己名義の不動産の所有」に他ならず、住宅ローンの利用は、これを叶えるための手段や道具に位置づけられます。

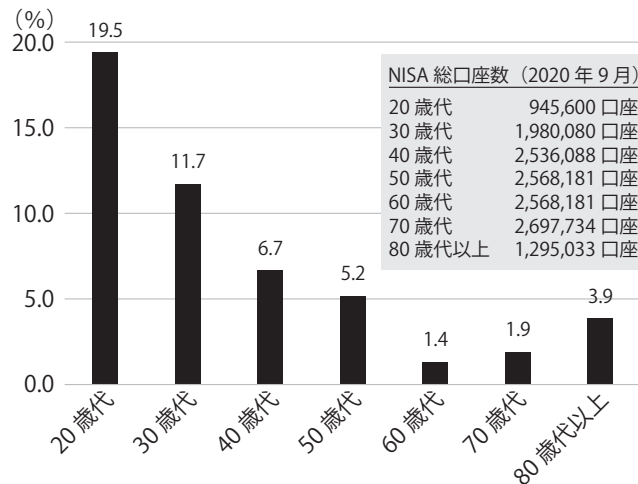
運転免許を取得・保有していない、あるいは車を購入する・利用する予定がない人に自動車ローンを推奨しても、なかなか利用に結びつかないのは、実需自体がないからです。同様に、子どもがいない人に教育ローンを推奨しても、自宅などを保有していない人にリフォームロー

【図表1】世帯および世帯主世代別金融資産保有状況



(出所) 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査 (令和元年)」を基に筆者作成

【図表2】2021 年度上半期 NISA 総口座数増加率



(出所) 金融庁「NISA・ジュニア NISA 口座の利用状況調査 (2020 年 3 月末時点、9 月末時点)」を基に筆者作成

ンを推奨しても、利用される望みは薄いのが実情です。これらを裏返せば、金融機能の紹介・勧奨は実需をつかみ、それを助けることとイコールといえるでしょう。

そんな実需は、顧客の数だけ異なります。先に挙げたローン利用者のような「資金にこと欠く人」もいれば、手元資金に余裕がある「運用先に悩む人」もいるのです。後者は、本解説

(上) (本誌六〇九号四頁参照) に述べたように、貯金や定期積金などの取引を通じて「仕入れ」をさせていただく対象層になります。それゆえに、商品やサービスをできるだけ幅広く取り揃えることができれば、様々な実需に応じることができま

その一方で、顧客側の実情に視点を移せば、世代別にみた国内の個人金融資産には相当な偏りが認められます (図表 1)。

この結果、「個人預貯金残高の過半数が六〇歳台以上の預貯金者の預貯金」という地域・小金金融機関はめざらしくなく、そうした調達構造にある J A も少なくないと見込まれます。

こうした富裕層などには、資産を分別管理したうえで、「一定限の比率・金額の枠までの資産についてはある程度のリスクを取って投資を行ってもよい」と捉えている層もめざしくあ

りません。

貯金額が農水産業協同組合貯金保険制度の上限金額である一〇〇〇万円まで達し、他の金融機関に預け入れている顧客のことを聞いたり実際に接客されたりしたことがあると思います。

こうした中には、他業態でも預金保険制度の上限金額である一〇〇〇万円まで預金し、そのうえで、ある程度までリスクを取って投資に向き合っているような層もみられるのです。率直に言えば、証券会社などの主要顧客に該当します。

別の切り口では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によってもたらされた外出抑制やテレワークの普及により、若年層のネット証券口座が大幅に伸びているというデータもみられます (参考値・図表 2)。

誤解をおそれずに言えば、J A があまり得意としない若年層にも、人生一〇〇年時代を覗んで、「一定のリスクの枠内で資産を着実に積み上げていく」という動きがみられるのです。



解説

会社法改正に伴う

農業協同組合法の改正と

実務上の留意点

はじめに

「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律七一〇号。以下、「整備法」という）は、令和元年二月四日に成立し、同月一日に公布、整備法の施行に伴う「農業協同組合法施行規則等の一部を改正する省令」（令和三年農林水産省令四号。以下、「改正省令」という）は、令和三年二月一日に公布されたところです。

整備法の施行期日は、総会資料の電子提供制度の創設等（注し）に関する部分を除き、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律七〇号。以下

「会社法改正法」という）の施行の日から施行されます（整備法附則本文、同ただし書三号）。会社法改正法の施行の日は、電子提供措置等に関する部分を除き、同法公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日とされたところ（会社法改正法附則一条本文）、令和二年一月二〇日に公布された「会社法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（令和二年政令三三二五号）により、令和三年三月一日と定められました。

なお、電子提供制度の創設に関する改正規定の施行期日は、システム変更等の必要性から、会社法改正法附則一条ただし書に規定する規定の施行の日（整備法附則三号）、すなわち会社法改正法の公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日とされています（会社法改正法附則一条ただし書。本稿執筆時点で未定）。ここで、改正省令のうち電子提供制度の創設に対応する改正規定の施行期日も、整備法附則三号に掲げる規定の施行の日とされています（改正省令附則一条二号）。

本稿は、整備法に伴う農業協同組合法（以下、「農協法」という）の改正



レクスコ・明田ラボ
代表 明田作

1949年福島県生まれ。1973年東京教育大学卒業。全国農業協同組合中央会（1992年から2007年まで日本協同組合学会副会長を務める）、農林中央金庫を経て、現在、株式会社農林中金総合研究所客員研究員、レクスコ・明田ラボ代表。著書に、『農業協同組合法〔第三版〕』（当社刊）など多数。



とそれに対応する農協法施行規則（以下、「規則」という）の改正について、その概要とともに今年度の通常総会にに向けての実務上の留意点を解説するものです。本稿において引用する法令の条番号は、特に断らない限り、改正後のものです。なお、文中意見にわたる部分は、筆者の私見であることを予めお断りいたします。

（注一）「電子提供制度の創設等」と表記したのは、電子提供制度のほか農協法六四條の二の規定に基づく休眠組合の事業を廃止していない旨の届出の規定の改正は、商業登記法二〇条（印鑑の提出）の規定の削除に伴うもので、この改正規定は、令和三年二月一五日に施行となつている（改正省令附則一条一号）ため。

役員等への適切なインセンティブの付与

1. 補償契約

役員等（役員および会計監査人を含む。以下同じ）が、その職務の執行に關し、その責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用（防御費用）や第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における損失の全部または一部を、組合が当該役

員等に対して補償等することができるかどうかに関しては、解釈上の疑義等があったところです。

役員等が職務の執行のため過失なく受けた損害については、特別な契約を締結しなくても組合と役員等との関係（委任関係）および民法六五〇条（受任者による費用等の償還請求等）の規定に基づき、組合が補償できるはずですが、整備法は、補償契約という契約に関する規定を設け、補償契約を締結した場合には、当該役員等に過失があるときであっても、補償契約に基づき費用等を補償することができることとし、一方で、組合が役員等との間で補償契約を締結した場合であっても、一定の費用等については補償することができないようにしています。

(1) 補償契約とは

「補償契約」とは、組合が、役員等に対して、次の①および②の全部または一部を当該組合が補償することを約する契約をいいます（農協法三五條の七第一項、会計監査人につき同法三七條の三第二項で同法三五條の七第一項から三項まで準用）。

①当該役員等が、その職務の執行に關

し、法令の規定に違反したことが疑われ、または責任の追及に係る請求を受けたことに対処するため支出する費用。

②当該役員等が、その職務の執行に關し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における損失、具体的には（i）当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失、または（ii）当該損害の賠償に關する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失。

しかし、補償契約を締結している場合であっても、組合は、次の費用・損失については補償することができません（同法三五條の七第二項）。すなわち、①②③については、補償することができません。

①防御費用のうち通常要する費用の額を超える部分（同項一号）。

②組合が第三者に対して損害を賠償した場合において役員等に対して求償することができる部分（同項二号）。

③役員等がその職務を行うにつき悪意または重大な過失があったことに